

農業だより

山形県元気な地域農業担い手育成支援事業

【募集期間】令和3年5月13日(木)～6月16日(水) [新庄市農林課必着]

※要望がある場合はお早めにご相談ください。

事業の内容

① 地域農業を支える組織的な取組み

生産性の向上や多様な人材の受入れに地域ぐるみで取り組む
【補助率】 1/2以内 【補助対象経費の上限額】 800万円(ソフト事業のみの場合 30万円)
【応募資格】 営農組合、農業者団体、農業支援サービス提供事業者、新規就農者受入組織 など
(取組例)◇集落で共同利用機械やドローンを導入し、作業集約による効率化やコスト削減を図り、地域での生産体制を維持させていく。
◇生産グループが生産技術の向上や継承、新たな特産品づくり等の活動を通じ、生産量の増加や地域の農業振興を図る。

② 担い手の経営発展の取組み

新規就農からの定着・発展や経営継承に向けた経営基盤の強化に取り組む
【補助率】 1/2以内 【補助対象経費の上限額】 200万円
【応募資格】 新規就農者、経営継承を目指す小規模経営体
(取組例)◇新規就農者が地域に定着し、経営発展に向かうために必要な機械を導入する。
◇小規模経営体が規模拡大に必要な機械を導入し、経営基盤の強化を図ったうえで後継者に経営継承する。など

③ 女性農業者の活動促進の取組み

女性農業者の働きやすさの実現や、活動の活性化に取り組む
【補助率】 1/2以内 【補助対象経費の上限額】 100万円(ソフト事業のみの場合 30万円)
【応募資格】 個人経営体、団体経営体、営農組織、農業者組織、農業者団体 など
(取組例)◇法人などが、女性中心の新部門立ち上げのために必要なトイレや更衣室などの整備や、労力負担軽減のためのアシストスーツや小型農業機械等の整備を行い、女性農業者の労働環境の改善を図る。
◇法人が、女性従業員のセミナー参加や機械操縦資格の取得等を支援し、女性のキャリアアップや経営参画を推進する。
◇女性農業者グループが、地域での女性ネットワークの強化のために勉強会や交流活動を開催する。 など

応募に必要な書類

- ◇ プロジェクト計画書 (事業実施要領 別記様式第1号及び第1の1号～5号の該当する様式)
- ◇ 事業実施計画書 (事業実施要領 別記様式第3号)
- ◇ その他関係資料 等

※県ホームページに事業実施要領等を掲載していますので、詳細はそちらをご確認ください。
ホーム>産業・仕事>農林水産業>農業>経営支援>令和3年度「山形県元気な地域農業担い手育成支援事業」プロジェクト計画の募集について

お問い合わせは… 新庄市農林課 農業振興室 TEL 0233-29-5836

農山漁村地域持続的発展活動支援事業 募集のご案内

地元の農林水産物を使って「地域を元気にする取組み」を応援します！！

【募集期間】令和3年5月17日(月)～令和3年6月30日(水)

応募資格

- (1) 2人以上で組織させる団体・組織 及び個人
- (2) 農林漁業者・農林漁業者で組織するグループ 等

対象事業

- (1) 6次産業化の取組み
 - ① 地元の農林水産物を使った商品の開発に向けた検討
 - ② 加工品、雑貨、小物等の試作、料理、体験メニューの開発
 - ③ 食品等成分分析、市場調査 (試作・販売の事前検討)
 - ④ 加工商品等のデザインやパッケージの開発
 - ⑤ 試作品等のブラッシュアップや販売促進活動 など

(2) 農林水産物生産の取組み

- ① 伝承作物等を新たに栽培する取組みの検討、試行
- ② 現在生産している農林水産物の価値を高めるため、新たな生産技術導入の検討、試行 など

(3) その他の取組み

- ① 木質バイオマス等を利用した再生可能エネルギーの生産・活用
- ② 糞などを活用した再生可能エネルギーの循環の仕組みづくり
- ③ その他、目的達成に向け知事が認める取組み など

(4) (1)～(3)に必要な最低限度の機器等の導入

応募に必要な書類

- ◇ 事業実施計画書提出文書 (事業実施要領 別記様式第2号)
- ◇ 事業実施計画 (事業実施要領 別記様式第1号)
- ◇ その他計画の詳細が分かる資料等

※県ホームページに事業実施要領等を掲載していますので、詳細はそちらをご確認ください。
ホーム>産業・仕事>農林水産業>農業>経営支援>令和3年度「山形県農山漁村持続的発展活動支援事業」補助対象事業の募集

提出先・提出期限

	提出先	提出期限
事業実施計画書	新庄市役所農林課	6月30日(水)まで
機器導入・活用計画書	最上総合支庁農業振興課	8月31日(火)まで

お問い合わせは… 新庄市農林課 農業振興室 TEL 0233-29-5836

補助率等

- (1) 事業検討の場合
 - ① 検討に要する経費
補助率: 2/3 (上限: 300千円/件)
- (2) 機器等導入の場合
 - ① 検討の要する経費
補助率: 2/3 (上限: 300千円/件)
 - ② 機械等導入に係る経費
補助率: 1/2 (上限: 1,600千円/件)

地域資源とは?

地域で生産される農産物、森林資源(特用林産物・木材等)、水産資源、自然環境のほか、地元固有の郷土料理、伝統文化や生活文化、加えて地元の施設(宿泊施設・遊休施設等)、農地(棚田等)などを指します。



農村計画課ホームページ
(令和3年度「山形県農山漁村持続的発展活動支援事業」補助対象事業の募集)

人・農地プランの実質化（令和3年度が期限となります）

5～10年先の農地を誰が、どうやって守っていくのか、地域の皆さんで話し合しましょう。

人・農地プランとは

人・農地プランは、農業者の話合いに基づき、地域農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる担い手（中心経営体）や当該地域における農業の将来の在り方などを取りまとめた将来設計図（プラン）となります。

人・農地プラン作成の進め方（実質化の要件）

- ① 農業者の年齢や後継者の有無、5～10年後の意向等をアンケートで把握します。各集落でアンケートの配布、回収をお願い致します。
- ② アンケートの結果から地域農業の状況を分析し、地図上に可視化します。
- ③ 各集落で座談会を開催し、将来の農地利用を担う中心経営体や農地集約化などの将来方針を定めます。（農地中間管理機構の活用、振興作物、基盤整備 等）

各種支援制度

実質化された人・農地プランを作成した地区や中心経営体は各種支援制度を受けることができます。（令和3年度中にプランの作成を行わなかった場合、令和4年度の支援は受けられません。）

- 機構集積協力金のうち地域集積協力金
- 農業次世代人材投資資金（経営開始型）
- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金
- スーパーL資金金利負担軽減措置 等



中心経営体とは

5～10年後に地域の農地利用を担うことが見込まれる経営体のことです。認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想目標所得水準達成者が対象となります。

人・農地プランの作成状況

令和2年度に人・農地プランを作成した地区

滝ノ倉、冷水沢、泉ヶ丘、市野々、松本、塩野、赤坂

令和3年度4月までにアンケートを実施している地区・地域

中川原、野中、下西山、飛田地域、宮内、福田、昭和、黒沢、泉田、柏木原

実質化された人・農地プランの作成期限は令和3年度までとなっております。

詳しくは農林課、農業委員会、JAにお問い合わせください。

農業用廃プラスチック・ビニールの回収日程について

※回収料金は66円/kgです。

回収日	回収時間	回収場所
6月15日(火)	9:00～9:50	もがみ中央農協 昭和支店前
	10:00～10:50	もがみ中央農協 塩野米倉庫前
6月16日(水)	9:00～11:00	もがみ中央農協 萩野支店中央倉庫前
6月17日(木)	9:00～11:00	新庄市農協 東部ライスセンター前
	13:00～14:30	新庄市農協 仁間倉庫前

注意！ 下記の搬出方法を確認してください。

- ① 一般的な粗大ごみや発泡スチロールは受け付けません。
- ② 土砂を落とし、汚れの少ない状態でお持ちください。
- ③ 農薬容器やひも類、苗箱の破片等を袋の中に混ぜないでください。
- ④ 農薬容器は、農薬を全て処分し、容器内を水ですすいでください。
- ⑤ 苗箱や肥料袋はヒモで束ね、計量しやすい状態で搬入してください。
- ⑥ ハウス用ビニールなど、大きいものはなるべく分割して束ねてください。

お問い合わせは… 新庄市農林課 農業振興室 TEL 0233-29-5836

クマにご注意下さい！！

今年は各地で例年以上にクマによる人身被害が多発しています。農作業に当たっては、クマとの不意の遭遇に十分ご注意ください。

(1) 農作業を行う際に注意すべき事項

- ・作業中にラジオなど音の出るものを携帯するなど、自分の存在をアピールすること。
- ・クマ類の出没情報に留意し、クマ類の行動が活発になる早朝、夕方の作業時には、周囲に気を付けること。
- ・森林、斜面林などのそばの農地は、クマ類の出没ルートとなりやすいので特に注意し、周囲の灌木の刈り払いなどを行うこと。
- ・頻りにクマ類が出没する地域においては、できるだけ単独での作業は避けること。

(2) 誘引物の除去

- ・クマ類を誘引する生ゴミや野菜・果実の廃棄残さ等の適切な処理。
- ・農地では果樹園が最も被害を受けやすいところであり、収穫後の放置果実は適切に除去すること。
- ・クマ類は、収穫物収納庫に入り込んで採食することもあるため、収納庫はきちんと施錠するなど管理を徹底すること。
- ・草刈機などに使われるガソリンなどの揮発性物質も、クマ類の誘引物となるため、保管場所等に注意すること。

クマを目撃、または痕跡を発見した場合は、速やかに市環境課、または警察署へご連絡の上、近隣住民の方々へのお声掛けをお願いします。【担当】新庄市環境課 ☎0233-29-5826